

生 活


選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な「意思表示」です。

これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。そして、みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。


四月八日の県議会議員選挙と、二十二日の市議会議員選挙を前に、公正で明るい選挙を実現するために、私たち有権者が心得ておきたい基本的なルールをいくつかを、紹介しましょう。

候補者などの寄付は全面禁止
きれいな選挙は
“三ない運動”から
贈らない、求めない、受け取らない


〈選挙法ひとくちメモ〉



政治家や候補者などが
お中元や寄付など金品を贈る
ことはルール違反です。



政治家や候補者などに
お祭りの寄付など金品を求め
ることも禁じられています。



政治家や候補者などから
祝儀やせん別など金品を受け
とってはいけません。

—贈らない・求めない・受けとらない—
選挙の時にかぎらず、日ごろからみんなで
「きれいな選挙」を心がけましょう。

いろいろな投票制度

投票は、投票日に、有権者が投票所に行き、自分で候補者の氏名を書いて投票するのが原則です。しかし、やむを得ない特別の事情によって投票日に自分で投票できない方などのために、次のような制度が設けられています。

代理投票

身体上の故障などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のためには、代理投票が認められています。代理投票をされる方は、選挙の当日、投票所の係員にお申し出ください。二人の投票補助者が決められ、一人が候補者の氏名を代筆

不在者投票

し、他の一人がそれに立ち合って代理投票が行われます。投票を補助した者は、その秘密を守らなければなりませんので、だれに投票したかその有権者の投票秘密は保障されます。

投票日に、仕事などの「やむを得ない事情」で投票所に行けない方のために、不在者投票制度が設けられています。選挙の当日、自ら投票所に行けない「やむを得ない事情」とは、有権者が出張などで、自分の投票区域外で職務に従事である場合、または、やむを得ない用務や事故

こんな投票は無効です

次のような投票は、無効です。
◎投票用紙以外の用紙に、候補者の氏名を書いて投票したもの
◎二人以上の候補者の氏名を書いたもの
◎候補者の氏名のほかに余計なことを書いたり印などをつけたもの
◎候補者の氏名を自書しないで、ゴム印などを使用したもの

歳時記

桜もち

お菓子屋さんの店先に「桜もち」と書いた紙が張り出されると、ああ春だな、と心楽しくなります。食べものの季節感が失われていくなかで「桜もち」や「草もち」には、まだそれが残っているからです。

桜もちの起源は、ものの本によると、一七二七年(享保二年)に、江戸向島のある寺男が考案して売り出したとあります。

ひとくちに桜もちといっても所かわれば品変わるで、ピンクの焼き皮であんを巻き、それを桜の葉一枚ではさんだものもあるし、桜の名所吉野山のは、焼き皮でなく、もちの中にあんが入っています。

桜もちは、年中売っている店もありますが、桜のシーズンが中心というところが多いようです。だが、桜もちに使う葉は、実は前の年のもの。桜の花は葉にさきがけて咲くから当然といえば当然です。

桜もち用の塩漬けにした桜の葉は、南伊豆産のものが多く、さうで、北海道から九州まで、さらにはハワイまで出荷されているといえます。桜もちばかりは、独特の香りが身上でしょう。